

# 令和5年度第2回朝霞市手話言語条例に係る施策推進懇談会

## 次 第

日時：令和6年3月11日（月）

午後6時30分から

場所：朝霞市役所5階 502会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について

・令和5年度取組実績について

(2) その他

- ・手話言語の国際デーのイベント（ブルーライトアップ）及び周知不足について
- ・彩夏祭に手話通訳者が設置していることについての周知不足について
- ・聞こえない親をもつ子どもが在籍している学校に対して手話通訳者の必要性を周知することと、積極的な手配をお願いしてほしいことについて

### 3 閉 会

(配布資料)

- 1 朝霞市日本手話言語条例
- 2 朝霞市日本手話に係る施策の推進方針
- 3 朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領
- 4 朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会委員名簿
- 5 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（R5）

# 資料 1

## ○朝霞市日本手話言語条例

平成27年10月1日条例第38号

### 朝霞市日本手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に寄与してきた。

これまで、日本手話が言語として認められなかったことや日本手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、日本手話を使用するろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

このようなことから、日本手話が言語であるとの認識に基づき、日本手話を使用して安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、日本手話に係る市の責務等を定め、日本手話に対する理解の促進、日本手話の普及その他日本手話を円滑に使用することができる環境の整備に関し必要な措置を講ずることにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「日本手話」とは、手、指、体、顔の部位等の動きにより文法を表現し、日本語とは異なる文法体系を有する言語のことをいう。

#### (権利)

第3条 市民は、自らの言語として日本手話を使用する権利を有し、その権利を尊重しなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、日本手話を普及させる責務を負う。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、第3条の権利に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、日本手話を使用する市民が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第7条 手話通訳を行う者(以下「手話通訳者」という。)は、日本手話を使用する市民の意思を尊重した通訳を行うとともに、第3条の権利に対する市民の理解の促進及び日本手話の普及に努めるものとする。

(施策の推進方針)

第8条 市長は、第4条の責務を果たすため、日本手話に係る施策の推進方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

2 推進方針は、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策
- (2) 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 日本手話を使用することができる環境整備のための施策
- (4) 手話通訳者の養成及び確保のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

3 推進方針は、障害者のための施策に係る市の基本的な計画と整合が図られたものでなければならない。

4 市長は、推進方針を定めるときは、朝霞市障害者プラン推進委員会条例(平成25年朝霞市条例第14号)に規定する朝霞市障害者プラン推進委員会のほか、日本手話を使用する市民、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 朝霞市日本手話に係る施策の推進方針

平成28年5月26日制定

令和2年10月28日改定

朝霞市は、日本手話が言語であるとの認識に立ち、ろう者及び日本手話への理解を広げ、日本手話が使いやすい環境となるよう、朝霞市日本手話言語条例（平成27年朝霞市条例第38号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を次のとおり定める。

施策の推進に当たっては、当事者団体や関係機関等との連携を図るものとする。

### 1 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策（条例第8条第2項第1号）

- (1) 日本手話及び日本手話を使用するろう者に対する理解を促進するため、講演会を開催する。
- (2) 日本手話がろう者の言語であることを市民に対し周知するため、リーフレット等を作成し配布する。
- (3) 市の広報紙やホームページなどを活用し、日本手話の普及を行う。
- (4) 市民が日本手話に親しむことができるよう、日本手話に関する講座や講習会を開催する。

### 2 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策（条例第8条第2項第2号）

- (1) 市主催の各種行事を行う際に手話通訳者を配置するように努める。
- (2) 市議会の会議の際に必要なに応じて手話通訳者を配置するものとする。
- (3) 市の公共施設等において日本手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、日本手話の研修を実施する。
- (4) 保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、子供たちや教職員等が日本手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。
- (5) 事業者に対し日本手話の周知を行い、学ぶ機会を提供する。

### 3 日本手話を使用することができる環境整備のための施策（条例第8条第2項第3号）

- (1) 日本手話を必要とする市民が市役所等で日本手話を使用することができるよう、手話通訳者を配置する。
- (2) 手話通訳者等派遣事務所の体制の整備に努める。
- (3) 保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて手話が必要な子供及び保護者等に対する支援に努める。

### 4 手話通訳者の養成及び確保のための施策（条例第8条第2項第4号）

- (1) 手話通訳者を養成するため、手話講習会等を開催する。
- (2) 手話通訳者の技術向上を目的として、研修に参加する機会を提供する。
- (3) 手話通訳者の健康に配慮するため、頸肩腕検診を受ける機会を提供する。

### 5 日本手話以外の手話

本推進方針に基づく施策の推進に当たっては、原則として日本手話を対象とするが、日本手話以外のものを排除するものではない。

## 6 推進方針の検証及び見直し

本推進方針に係る各施策の実施状況を朝霞市障害者プラン推進委員会条例（平成25年朝霞市条例第14号）に規定する朝霞市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）において、検証するものとし、推進方針は必要に応じて見直すことができるものとする。

なお、検証に当たっては、ろう者及び関係者で組織される懇談会を設け、各施策についての意見等を聴取し、その内容を委員会に報告するものとする。

## 朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市日本手話に係る施策（以下「施策」という。）の推進方針に基づき、ろう者及び関係者の意見等を聴くために設置する朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇談会は、10人以内をもって組織する。

2 懇談会は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任したもので構成する。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者（当事者、家族など）
- (2) 聴覚障害者支援機関の関係者（手話通訳者等派遣事務所等の職員など）
- (3) 手話通訳の関係者（専任・登録手話通訳者など）
- (4) 手話に関する活動団体の関係者（手話サークルなど）
- (5) 知識経験者（ろう学校教員など）
- (6) 市職員（障害福祉課長及びその他の市職員）

3 構成員の任期は2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 構成員は、再任することができる。

(座長及び副座長)

第3条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は障害福祉課長とし、副座長は、構成員の互選によりこれを定める。

3 座長は会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副座長は座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

4 懇談会は、公開する。ただし、出席した構成員の3分の2以上の多数が希望した場合は、公開しないことができる。

(報酬)

第5条 報酬については、ろう者及び関係者の意見等を聴くために設置するという懇談会の趣旨から無償とする。

(事務局)

第6条 懇談会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

様式第7号（第17条関係）

## 審議会等委員名簿（令和5年4月1日現在）

審議会等の名称		定数
朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会		8人
委員の氏名	職	備考（構成等）
濱 浩一	座長	朝霞市職員（障害福祉課長）
相河 孝充	副座長	手話サークル会員
戸田 康之		知識経験者
高杉 充		聴覚障害者団体会員
烏居 功		朝霞市社会福祉協議会職員
大村 直人		朝霞市社会福祉協議会職員
渡部 陽子		登録手話通訳者
比留間 和慎		朝霞市職員（障害福祉課）

## 特記事項

設置根拠

事務局・担当（福祉部 障害福祉課 障害給付係）

会議の公開状況（原則公開）

次回の改選等の予定（令和7年4月）

# 【令和5年度】 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（報告）

## 資料5

朝霞市日本手話言語条例第8条に規定する施策の推進方針に基づき、施策を推進してきました。

（令和6年2月1日現在）

事項	推進方針に掲げる施策	実施した具体的な取組み
1 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策	(1)日本手話及び日本手話を使用するろう者に対する理解を促進するため、講演会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R6.2.23（金・祝）午後2時から4時まで 朝霞市コミュニティセンター ホール 「ろう通訳とは」</li> <li>講師：野口岳史（のぐちたけし）氏（国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科教官・NHK手話ニュースキャスター）</li> <li>※開催予定</li> </ul>
	(2)日本手話がろう者の言語であることを市民に対し周知するため、リーフレット等を作成し配布する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霞市日本手話言語条例リーフレット配布</li> </ul>
	(3)市の広報紙やホームページなどを活用し、日本手話の普及を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あさかに「日本手話情報コーナー」を継続掲載（平成28年5月号より掲載開始）</li> <li>・市ホームページに「朝霞市日本手話に係る施策の推進方針」を掲載</li> <li>・市ホームページに「朝霞市日本手話言語条例リーフレット」を掲載</li> <li>・市ホームページに「NET119緊急通報システムについて」を掲載</li> </ul>
	(4)市民が日本手話に親しむことができるよう、日本手話に関する講座や講習会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あさか学習おとどけ講座」を実施</li> <li>・「手話体験講座」を開講 7月25日、8月1、8、22日（火曜日） 全4回</li> <li>※小学生以上の市民が対象 申込者12人（うち、修了者8人）</li> </ul>
2 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策	(1)市主催の各種行事を行う際に手話通訳者を配置するよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催の各種行事における手話通訳者の配置、ヒアリングループ（磁気ループ）、要約筆記及び耳マークの適切な設置についての周知を庁内各課へ通知</li> </ul>
	(2)市議会の会議の際に必要なに応じて手話通訳者を配置するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者が手話通訳を希望した場合、事前に予約をすることで、本会議及び各常任委員会の場で手話通訳設置が可能（平成31年3月、令和元年6月、12月に傍聴依頼あり）</li> <li>※令和5年度は現時点で依頼なし</li> </ul>
	(3)市の公共施設等において日本手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、日本手話の研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初級職員・上級職員・主任研修に手話講座を実施（講師協力：朝霞市聴覚障害者協会）</li> <li>・令和5年10月24日～25日（2日間）「障害者差別解消法」及び「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施予定（全3回）</li> <li>（講師：差別解消法・障害福祉課職員、朝霞市日本手話言語条例・坂井 ユウ子氏）</li> <li>・受講者数：251人</li> </ul>



	(4)保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、子供たちや教職員等が日本手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。	・市内小学校（4年生）を対象とした総合学習において、手話学習を実施（講師協力：朝霞市聴覚障害者協会） 実施小学校：1小、3小、4小、8小、9小、10小
	(5)事業者に対し日本手話の周知を行い、学ぶ機会を提供する。	・朝霞市日本手話言語条例リーフレットを設置する。 （市内公共施設、朝霞警察署、朝霞消防署・分室、朝霞保健所、ハローワーク朝霞、すずらん、みつばすみれ学園、すわ緑風園、あさか向陽園、朝霞市商工会、朝霞県土整備事務所）
	(6)その他	・聴覚に障害のある人（手話が必要な人）へ迅速な情報提供をするため、メールアドレスを登録（任意）し、関連情報についてメール配信開始。 （令和6年2月1日現在38人登録）
3 日本手話を使用することができる環境整備のための施策	(1)日本手話を必要とする市民が市役所等で日本手話を使用することができるよう、手話通訳者を配置する。	・平成25年6月 手話通訳者設置開始（対応範囲：庁舎内、保健センターまで） 開始当初は、週5日、午前又は午後の半日体制で対応していたが、平成27年度より週5日、終日（午前9時～午後5時）で対応 ・令和2年度より設置手話通訳者1人増員、開庁時間（午前8時半～午後5時15分）で対応が可能となった。※令和5年度から1人欠員となっておりましたが、R6.1.1から1人増員しました。
	(2)手話通訳者等派遣事務所の体制の整備に努める。	・平成28年4月1日 朝霞市手話通訳者等派遣事務所の専任手話通訳者（一般非常勤）1名を正職員として採用し、専任手話通訳者（正職員）2名体制とした。
	(3)保育園・幼稚園・小学校・中学校において手話が必要な子供及び保護者等に対する支援に努める。	・入学式や卒業式、授業参観や懇談会など、学校行事の際に、手話が必要な保護者がいる場合、主催する学校側が朝霞市手話通訳者等派遣事務所に手話通訳者の派遣依頼を行う。
4 手話通訳者の養成及び確保のための施策	(1)手話通訳者を養成するため、手話講習会等を開催する。	・令和5年度手話講習会 実施内容（一部予定含む） （昼の部）前期…中級講座（10人受講）、後期…養成前半（3人受講） （夜の部）前期…養成前半（10人受講）、後期…養成後半（8人受講） ・朝霞市登録手話通訳者試験…未実施 ※令和5年12月1日現在、朝霞市登録手話通訳者は9人
	(2)手話通訳者の技術向上を目的として、研修に参加する機会を提供する。	・朝霞市登録手話通訳者研修：年3回実施予定（4市合同研修会を含む） ・埼玉県 市登録手話通訳者研修：年1回実施
	(3)手話通訳者の健康に配慮するため、頸肩腕健診を受ける機会を提供する。	・年1回実施（会場：埼玉県浦和合同庁舎及び健康づくり事業団（北本市））